

駿東伊豆消防組合公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の4 第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地の余裕がある部分を貸し付ける方法により設置させる自動販売機の設置事業者の選定について、次とおり一般競争入札を行うので、駿東伊豆消防組合財務規則（平成28年駿東伊豆消防組合規則第34号）第 112条の規定に基づき公告する。

令和6年5月7日

駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 賴重秀一

1 競争入札に付する物件

(1) 入札の概要

駿東伊豆消防組合有施設に自動販売機を設置する事業者を募集する。

(2) 貸し付ける場所

物件番号	貸付場所	設置台数	面積	販売種目	設置場所
1-1	沼津北消防署	1台	1.6 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	2階(No.1)
		1台	1.6 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	2階(No.2)
1-2	沼津南消防署	1台	1.4 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	2階(No.1)
		1台	1.4 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	2階(No.2)

(3) 入札に付する事項

売上金額に対する最低貸付料率（10パーセント）以上の貸付料率

(4) 貸付期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は個人とする。

(1) 法人の場合は、静岡県東部地区に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は、静岡県東部地区に居住し又は店舗を設置し、業を営んでいること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 駿東伊豆消防組合暴力団排除条例（平成28年条例第11号。以下「条例」という。）に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- イ 法人の代表者が反社会的勢力である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう）が反社会的勢力である者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。
- (6) 市町民税を滞納していない者であること。
- (7) 令和4年度及び令和5年度に、自動販売機の設置実績のある者であること。

3 入札参加申込の受付期間、受付場所等

本入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより入札参加に係る書類を駿東伊豆消防組合管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間内に当該申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 受付期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所

駿東伊豆消防本部 消防部企画課

(3) 提出書類

ア 組合有財産貸付け一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 住民票（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）の写し

- エ 入札参加申込書押印の印鑑証明書
- オ 誓約書
- カ 設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの仕様が記載された書類の写し（寸法、消費電力等が確認できるもの）
- キ ウの書類で2(1)の確認ができない場合はそれを証明する書類の写し（支店・営業所等の一覧表等）
- ク 令和5年度分法人市町民税又は個人市町民税の納税証明書又はその写し（実際に取引を行う支店・営業所等の所在地）
- ケ 委任状及び使用印鑑届（入札及び契約等の一切の執行に関して、入札参加申込人以外に権限を委任する場合）
入札参加申込書等提出書類は、持参又は郵送により提出すること（電送による受付は行わない。）。

なお、郵送による申込みの場合は、郵便書留にて(1)の受付期間内に(2)の受付場所に到着すること。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加申込書等提出書類の審査結果は、令和6年5月24日（金）までに通知する。

(5) その他

ア 入札参加申込書等提出書類の作成及び申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

イ 組合は、入札参加申込書等提出書類を入札参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 入札参加申込書等提出書類は、返却しない。

4 入札手続等

この入札は、入札指定時間に入札会場で行うことが可能なほか、事前に「投函期間・場所」にて入札することができる。事前に投函した場合でも開札に立ち会うこととは可能である。

(1) 入札について

ア 開札日時 令和6年6月3日（月）午後1時30分

イ 開札場所 駿東伊豆消防本部 3階 研修室

ウ 事前投函期間等

① 事前投函期間 令和6年5月28日（火）から令和6年5月31日（金）まで

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

令和6年6月3日（月）

午前9時から正午まで

(1) 事前投函場所 3(2)に同じ

(2) 入札方法

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札は、3(4)に示す入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所に持参し、提出すること。

エ 入札は、3により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、入札箱に提出すること。

オ 入札書の提出後、入札の取消及び入札書の記載事項の変更はできない。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 入札の無効

一般競争入札への参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 開札の日時及び場所

令和6年6月3日（月）午後1時30分、4(1)イにて直ちに行う。

開札結果は、入札参加者に口頭で発表する。

(6) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定する最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率で入札を行った者を落札者とする。ただし、最高の貸付料率の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

5 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、落札の決定通知を受けた日から起算して、5日以内に入札心得書及び駿東伊豆消防組合有施設への自動販売機の設置に関する募集要領（以下「募集要領」という。）に定める契約を締結しなければならない。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

6 募集要領の配布期間及び配布場所等

(1) 配布期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(2) 配布場所

駿東伊豆消防本部消防部企画課（沼津市寿町2番10号）

(3) 駿東伊豆消防組合ホームページによる場合

P D F形式を駿東伊豆消防組合ホームページに(1)と同じ期間掲載するので、ダウンロードして使用することができる。

<https://www.suntoizufd119.jp/>

7 その他

(1) 売上金額に対する貸付料率は、月ごとの売上金額に対して貸付料率を乗じて得た金額に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）と光熱水費を併せて当該売り上げの翌月の組合が指定する期日までに組合が発行する納入通知書で納入すること。

(2) 光熱水費等については、自動販売機の設置者が負担するものとする。

(3) 入札参加者は、入札心得及び契約書式を熟読し、遵守すること。

(4) 問合せ先

〒410-0053 静岡県沼津市寿町2番10号

駿東伊豆消防本部消防部企画課

電話番号 055-920-9119